平成２２年（フ）第１０号
福井市中央１丁目１番７号
債務者　株式会社三律
代表者代表取締役　山本　重男
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後１時10分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２８号
京都市中京区西ノ京右馬寮町11番地の17
債務者　才本電気工事株式会社
代表者代表取締役　才本　　清
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７８号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１
債務者　有限会社柴田産業
代表者代表取締役　柴田　直則
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　保夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第４０６号
釧路市緑ケ岡２丁目10番11号岩井剛方、住民票上の住所釧路市文苑４丁目50番18号岩井満子方
債務者　おそうじ本舗豊川インター店こと株式会社創美ハウスサービスこと　岩井　　一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
福岡市城南区長尾５丁目12番５号
債務者　中島　正久
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達健太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４号
群馬県太田市金山町26番43―９号
債務者　一寸木敏博
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４号
香川県高松市鶴市町1612番地45
債務者　太田　幹雄
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尊載
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後４時10分
6　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
宮城県塩竈市錦町22番12号
債務者　大井　貞夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　昌行
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
福島市八木田字神明70番地の１　今野アパート３号、従前の住所福島市南向台２丁目25番地の９
債務者　阿部　一男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　和彦
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
福岡県朝倉郡筑前町久光255―１、住民票上の住所福岡県春日市日の出町４丁目18番地グランパレ春日６階
債務者　江藤いつ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大神　昌憲
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２９５号
大阪府高槻市宮野町４番５―202号
債務者　畠山　拓知
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊野　量規
4　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９号
群馬県伊勢崎市八寸町4879番地１
債務者　北爪　久雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
福井県あわら市上番40―１―15、住民票上の住所新潟県長岡市神田町２丁目２番地２
債務者　川端　弘之
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　破産債権の届出期間　平成22年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
長崎県長崎市つつじが丘１丁目12番３号
債務者　當麻　春枝
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　光夫
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係